

埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度実施要綱

第1章 制度の目的

(目的)

第1条 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）」が平成30年7月に公布され、望まない受動喫煙の防止を図るため、施設等の管理権原者が講すべき措置等が定められた。

また、改正法により、地方公共団体の責務として、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進することが定められた。

については、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）に定められた措置を上回る受動喫煙防止対策に取り組む施設、及び受動喫煙防止対策を推進する区域を認証し、これを広めていくことにより、望まない受動喫煙のない社会の実現を図る。

(実施主体)

第2条 実施主体は、埼玉県とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) たばこ

法第28条第1号に規定するたばこをいう。

(2) 喫煙

法第28条第2号に規定する喫煙をいう。

(3) 受動喫煙

法第28条第3号に規定する受動喫煙をいう。

(4) 敷地内禁煙

施設の屋内及び敷地内における喫煙を完全に禁止することをいう。

(5) 屋内禁煙

施設の屋内において喫煙を完全に禁止することをいう。

第2章 受動喫煙防止対策実施施設の認証

(対象)

第4条 認証の対象とする施設は、法第28条第6号に規定する第二種施設とする。

ただし、同条第8号から第12号に規定する施設を除く。

(要件)

第5条 前条の施設は、実施する受動喫煙防止対策が次の要件のいずれかを満たしている場合、県から受動喫煙防止対策実施施設の認証を受けることができる（以下、「施設認証」という）。

- (1) 敷地内禁煙を実施していること。
- (2) 屋内禁煙を実施するとともに、施設の周囲において受動喫煙防止に配慮していること。（テナント等の場合は、入居する施設内において受動喫煙防止対策が実施されていること。）

(申請)

第6条 施設認証の申請は次のとおりとする。

- (1) 施設認証の申請に係る施設の管理者（以下「申請者」という。）は、当該施設の所在地を管轄する保健所長（所在地が保健所を設置する市にあっては健康長寿課長。以下、保健所長と健康長寿課長を合わせて「保健所長等」という。）に対し、様式1により申請するものとする。
- (2) 複数の施設について施設認証を受けようとする場合は、管轄の保健所長等（当該施設を複数の保健所が管轄する場合は健康長寿課長）に対し、様式2により申請するものとする。

(認証等)

第7条 前条の規定により施設認証の申請を受けた保健所長等は、提出された書類を確認するとともに必要に応じて実地調査を実施することにより申請の内容を審査し、第5条に定める要件を満たしていることを確認した場合は、当該申請のあった施設を「受動喫煙防止対策実施施設（以下「認証施設」という。）」として認証する。

(審査結果の通知等)

第8条 保健所長等は、次の各号のとおり審査結果の通知等を行うものとする。

- (1) 審査結果の通知
申請者に審査結果を様式3により通知する。
- (2) 認証書及び認証ステッカーの交付
申請に係る施設を認証施設として認証する場合は、認証を証する書類として様式4を交付するとともに、別表2に定める認証ステッカーを認証の区分に応じ交付する。
- (3) 認証施設の管理
様式5により認証施設を管理するとともに、必要に応じて認証施設の実地

調査を行い、認証に係る要件を満たしているか確認する。

(4) 認証施設の広報

認証施設の広報を実施する。

(名称の使用)

第9条 認証を受けた施設の管理者は、施設等が発行する刊行物・広告等へ「埼玉県受動喫煙防止対策実施施設」の名称を使用することができる。

(変更・廃止の報告)

第10条 認証を受けた施設の管理者は、施設名、管理者、認証に係る受動喫煙防止対策など認証に係る事項に変更が生じた場合は、速やかに認証を受けた保健所長等に様式6により報告する。

2 認証を受けた施設の管理者は、当該施設が認証に係る受動喫煙防止対策を廃止した場合は、速やかに認証を受けた保健所長等に様式7により報告する。

(認証の取消し)

第11条 保健所長等は、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認した場合は、様式8により認証を取り消すことができる。この場合、認証を取り消された施設の管理者は、遅滞なく認証書を返還するとともに、認証ステッカーを廃棄するものとする。

(認証施設の報告)

第12条 各保健所長は、各四半期の施設認証の状況について、様式9により各四半期の最終月の翌月10日までに健康長寿課長へ報告するものとする。

第3章 受動喫煙防止対策推進区域への認証

(対象)

第13条 認証の対象とする区域は、多数の者が往来する区域とする。

(要件)

第14条 前条の区域は、次の全ての要件を満たしている場合、県の認証を受けることができる（以下、「区域認証」という）。

- (1) 区域内で受動喫煙が生じないよう下記のいずれかの対策がとられている。
- ア 公共的かつ受動喫煙の防止に十分配慮した喫煙所を設置する等、分煙を徹底している。
 - イ 市町村が制定した路上喫煙防止に関する条例において当該区域を喫煙禁止としている等、喫煙所を設置せず禁煙を徹底している。
- (2) 住民等に対し、受動喫煙防止に関する周知啓発が下記のいずれも広くわかりやすく行われている、又はその計画がある。
- ア 受動喫煙防止推進区域に係る、区域内の標示及び市町村ホームページ又は広報紙等を通じた周知
 - イ 受動喫煙防止全般に係る、市町村ホームページ又は広報紙等による普及啓発
- (3) 区域内の関係者に区域認証に関する説明を行い、同意を得ている。
- また、説明の際、関係者に本要綱第2章に定める施設認証の制度の周知を図っている。

(申請)

第15条 区域認証の申請に係る区域の所在する市町村の長（以下、「申請市町村長」という。）は、知事に対し様式10により申請するものとする。

(認証等)

第16条 前条の規定により区域認証の申請を受けた場合の対応は、下記のとおりとする。

- (1) 知事は、提出された書類を確認するとともに必要に応じて実地調査を実施することにより申請内容を審査し、第14条に定める要件を満たしていることを確認した場合は、当該申請のあった区域を「受動喫煙防止対策推進区域（以下「認証区域」という。）」として認証する。
- (2) 知事は、必要に応じて認証に当たり必要となる書類の提出を申請市町村長に求めることができる。

(審査結果の通知等)

第17条 知事は、次の各号のとおり審査結果の通知等を行うものとする。

- (1) 審査結果の通知
申請市町村長に審査結果を様式11により通知する。
- (2) 認証書等の交付
申請に係る区域を認証区域として認証する場合は、認証を証する書類として様式12を交付する。

(3) 認証区域の管理

様式13により認証区域を管理するとともに、必要に応じて認証区域の実地調査を行い、認証に係る要件を満たしているか確認する。

(4) 認証区域の広報

知事は、認証区域の広報を実施する。

(名称の使用)

第18条 認証区域は、市町村及び区域内の施設等が発行する刊行物・広報等へ「埼玉県受動喫煙防止対策推進区域」の名称を使用することができる。

(区域を認証された市町村の責務)

第19条 区域を認証された市町村長は、区域内における受動喫煙防止対策をさらに

推進するとともに、受動喫煙防止に係る広報を継続するものとする。

また、必要に応じ現地確認を行うものとする。

(変更・廃止の報告)

第20条 区域を認証された市町村長は、第14条の要件に係る事項に変更が生じた場合は、速やかに知事に様式14により報告する。

2 区域を認証された市町村長は、当該区域の認証に係る受動喫煙防止対策を廃止した場合は、速やかに知事に様式15により報告する。

(認証の取消し)

第21条 知事は、認証区域が認証の要件を満たさなくなったことを確認した場合は、様式16により認証を取り消すことができる。この場合、認証を取り消された区域の市町村長は、遅滞なく認証書を返還するものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

2 埼玉県全面禁煙・空間分煙実施施設認証制度実施要領（平成16年7月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第8条関係）

敷地内禁煙 (No Smoking anywhere on premises)	 <p>埼玉県認証 Saitama Pref. 受動喫煙防止対策実施施設</p> <p>敷地内禁煙 No Smoking anywhere on premises 「禁煙」には、 加熱式たばこも含まれます。 彩の国 埼玉県 Saitama Pref.</p>
屋内禁煙 (No Smoking)	 <p>埼玉県認証 Saitama Pref. 受動喫煙防止対策実施施設</p> <p>屋内禁煙 No Smoking 「禁煙」には、 加熱式たばこも含まれます。 彩の国 埼玉県 Saitama Pref.</p>

様式 1 (第6条関係)

埼玉県受動喫煙防止対策実施施設認証申請書

年　月　日

(宛先)

保健所長

(健康長寿課長)

所在 地

施設名

管理者名

当施設は、受動喫煙防止対策実施施設として認証を受けたいので、施設の状況確認書を添付して、下記のとおり申請します。

記

施設名		
管理者名		
郵便番号	〒　　—	
所在 地		
区分	<input type="checkbox"/> 1 敷地内禁煙 <input type="checkbox"/> 2 屋内禁煙（単独施設） <input type="checkbox"/> 3 屋内禁煙（テナント等）	
種別	<input type="checkbox"/> 1 飲食店 <input type="checkbox"/> 2 娯楽業施設 <input type="checkbox"/> 3 1・2以外の店舗 <input type="checkbox"/> 4 事業所（オフィス・工場等） <input type="checkbox"/> 5 文化・運動施設 <input type="checkbox"/> 6 公共交通機関 <input type="checkbox"/> 7 その他	
広報希望の有無	<input type="checkbox"/> 1 希望する <input type="checkbox"/> 2 希望しない ホームページアドレス：	
連絡先	担当者名	
	電話　　—　—	
	FAX　　—　—	
	メール	

注1 「施設名」欄は、施設の名称又はテナント等における独立した名称を記入すること。

2 管理者とは、事実上現場の管理を行っている者をいう（店長など）。

3 「区分」、「種別」、「広報希望の有無」欄は、該当する□にチェックを入れること。

4 別紙「受動喫煙防止対策実施状況確認書」を記入し、本書に添付すること。

様式1 別紙（第6条関係）

受動喫煙防止対策実施施設状況確認書

- 1 貴施設について、次の区分の該当する□に1つだけ、チェックを入れてください。

区分	確認事項	保健所等 確認欄
□ 1 敷地内禁煙	1 屋内を完全に禁煙としている。 2 敷地内を完全に禁煙とし、灰皿等喫煙関連器具を敷地内に設置していない。 3 敷地内禁煙としていることを出入口付近等に掲示している。または掲示をする予定である。 (県が交付するステッカーを含む)	
□ 2 屋内禁煙 (単独施設)	1 屋内を完全に禁煙とし、灰皿等喫煙関連器具を屋内に設置していない。 2 施設の出入口付近や近隣住居近くに喫煙場所を設置していない等、施設の周囲において受動喫煙防止に配慮している。 3 屋内禁煙としていることを施設の出入口付近等に掲示している。または掲示する予定である。 (県が交付するステッカーを含む)	
□ 3 屋内禁煙 (テナント等)	1 屋内を完全に禁煙とし、灰皿等喫煙関連器具を屋内に設置していない。 2 屋内の共用部分(廊下、ホール等)に、灰皿等喫煙関連器具を設置していない等、入居する施設内が受動喫煙防止に配慮している。 3 屋内禁煙としていることを施設の出入口付近等に掲示している。または掲示する予定である。 (県が交付するステッカーを含む)	

- 2 貴施設において、敷地内禁煙又は屋内禁煙を実施していることを施設利用者へ広報しているものがありますか。ただし、施設に禁煙ステッカー等を掲示しているのみの場合は除きます。(該当する□にチェックを入れてください。)

□ 広報しているものがある	□ 広報していない
広報しているものがある場合はその内容	

(例) ホームページで禁煙の旨を掲載 など

- 3 貴施設が飲食店の場合のみ御記入ください。

貴飲食店の業態について、最も適合する□に1つだけ、チェックを入れてください。

□ 1 食堂	□ 8 すし店
□ 2 レストラン(ファミリーレストランなど)	□ 9 酒場、ビヤホール(焼鳥屋、ダイニングバー、小料理屋、大衆酒場など)
□ 3 日本料理店(天ぷら、うなぎ、牛丼、ふぐ、すき焼きとんかつ、割烹など)	□ 10 バー、キャバレー、ナイトクラブ
□ 4 中華料理店(中華料理、ラーメン、餃子など)	□ 11 喫茶店(カフェ、フルーツパーラー)
□ 5 焼肉店	□ 12 ハンバーガー店
□ 6 その他の専門料理店(スペイン料理、タイ料理、カレー料理、ステーキハウスなど)	□ 13 お好み焼・焼きそば・たこ焼き店
□ 7 そば・うどん店	□ 14 その他飲食店(甘味処、サンドイッチ店、ドーナツ屋など)

様式2（第6条関係）

受動喫煙防止対策実施施設認証一括申請書

年　月　日

(宛先)

保健所長

(健康長寿課長)

所在 地

法 人 名

代表者名

受動喫煙防止対策実施施設として認証を受けたいので下記のとおり申請します。

記

法 人 名			
代表者名			
施設名・所在地・管理者名	別添のとおり		
区 分	別添のとおり		
種 別	別添のとおり		
広報希望 の 有 無	<input type="checkbox"/> 1 希望する ホームページアドレス :	<input type="checkbox"/> 2 希望しない	
連 絡 先	担当者名		
	電 話	—	—
	F A X	—	—
	メ ール		

注1 必要書類として、別紙の受動喫煙防止対策実施施設一覧を添付すること。

2 「広報希望の有無」欄は、該当する□にチェックを入れること。

受動喫煙防止対策実施設一覧

法人名

様式3（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

保健所長 印
(健康長寿課長)

受動喫煙防止対策実施施設の認証に関する審査結果について（通知）

年 月 日付けで申請がありました受動喫煙防止対策実施施設の認証について、下記のとおり通知します。

認証施設に対しては、別添のとおり認証書及び認証ステッカーを交付します。ステッカーは、施設の入口など、利用者の見えやすい所に掲示するようお願いします。

記

施設名		
所在地		
審査結果	認証する	認証しない
認証区分	1 敷地内禁煙 2 屋内禁煙（単独施設） 3 屋内禁煙（テナント等）	

注1 広報希望のあった認証施設については、施設名、所在地、電話番号、ホームページアドレスを県のホームページで公表します。

2 認証後、認証要件を満たさなくなった場合は、認証を取り消すことがありますので留意ください。

認証番号 ○○第○○○○○○号

埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度

認証書

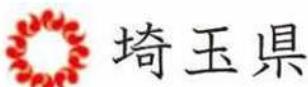
(区分)

(施設名)

貴施設は、受動喫煙防止対策に積極的に取り組まれておりますので、上記の施設として認証します。

○○○○年○○月○○日

埼玉県知事 ○○○○ 印



様式5(第8条関係)

埼玉県受動喫煙防止対策実施設登録台帳

注1 この登録台帳にには、認証施設ごとに記載すること

注2「認証番号」は、保健所名・年度・申請順とした番号を付すこと。(例:南部第21-号)

「区分」は申請書類に基づき、「区域内禁煙」は申請書類に記載すること。

注4 「種別」は申請書に基づき、選択した施設種別の数字を記載すること。
飲食店「1」、娛樂施設「2」、1・2以外の店舗「3」、事業所（オフィス・工場等）「4」、文化・運動施設「5」、公共交通機関「6」、その他「7」
注5 「業態」の欄には、施設が飲食店の場合のみ記載し、様式1の別紙において選択した業種の番号を記載する。
食堂「1」、レストラン「2」、日本料理店「3」、中華料理店「4」、焼肉店「5」、その他の専門料理店「6」、そば・うどん店「7」、すし店「8」、酒場、ビヤホール「9」

注6 「郵便番号」の欄には、「〒」は記入しないこと。(ハイフンは記載)
注7 「広報希望」の欄には、様式1において選択した番号を記載する。(例: 広報希望の場合は「1」、希望しない場合は「2」を記載)

様式 6 (第 10 条関係)

受動喫煙防止対策実施施設認証変更報告書

年　　月　　日

(宛先)

保健所長
(健康長寿課長)

所 在 地

施 設 名
管理者名

として認証を受けた下記施設の内容について、下記のとおり
変更を報告します。

記

施 設 名	
変更前	
変更後	
変更年月日	年　　月　　日

注 「施設名」欄は、施設の名称又はテナント等における独立した名称を記入すること。

様式7（第10条関係）

受動喫煙防止対策実施施設認証廃止報告書

年　　月　　日

(宛先)

保健所長
(健康長寿課長)

所在地

施設名
管理者名

として認証を受けた下記施設の内容について、下記のとおり
廃止を報告します。

記

施設名	
廃止理由	
廃止年月日	年　　月　　日

注 「施設名」欄は、施設の名称又はテナント等における独立した名称を記入すること。

様式8（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

保健所長 印
(健康長寿課長)

受動喫煙防止対策実施施設の認証の取消しについて（通知）

年 月 日付けで認証しました下記の施設について、埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度実施要項第11条に基づき、取り消します。

については、遅滞なく認証書を返還するとともに、認証ステッカーを廃棄してください。

記

施 設 名	
所 在 地	
認 証 区 分	
取 消 し の 理 由	

第 号
年 月 日

健康長寿課長

保健所長

受動喫煙防止対策実施施設報告書

下記のとおり、 年度 第 四半期の受動喫煙防止対策認証件数等を報告します。

記

1 当該四半期の施設数推移

区分	1	2	3	4	5	6	7	合計
	飲食店	娯楽業施設	1.2以外の店舗	事業所(オフィス等)	文化・運動施設	公共交通機関	その他	
新規	敷地内禁煙							0
	屋内禁煙(単独施設)							0
	屋内禁煙(テナント等)							0
廃止	敷地内禁煙							0
	屋内禁煙(単独施設)							0
	屋内禁煙(テナント等)							0

2 当該四半期末時点における当保健所認証施設数の全体数

区分	1	2	3	4	5	6	7	合計
	飲食店	娯楽業施設	1.2以外の店舗	事業所(オフィス等)	文化・運動施設	公共交通機関	その他	
敷地内禁煙								0
屋内禁煙(単独施設)								0
屋内禁煙(テナント等)								0

3 当該四半期末時点における飲食店の業態別施設数の全体数

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	合計
敷地内禁煙																0
屋内禁煙(単独施設)																0
屋内禁煙(テナント等)																0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1 食堂 2 レストラン(ファミリーレストランなど) 3 日本料理店(天ぷら、うなぎ、牛丼、ふぐ、すき焼き、とんかつ、割烹など) 4 中華料理店(中華料理、ラーメンなど)

5 焼肉店 6 その他専門料理店(スペイン料理、タイ料理、カレー料理、ステーキハウスなど) 7 そば・うどん店 8 すし店 9 酒場、ビヤホール(焼鳥屋、ダイニングバーなど)

10 バー、キャバレー、ナイトクラブ 11 喫茶店(カフェ、フルーツパーラー) 12 ハンバーガー店 13 お好み焼き・焼きそば・たこ焼き店

14 その他飲食店(甘味処、サンドイッチ店、ドーナツ屋など)

様式10（第15条関係）

埼玉県受動喫煙防止対策推進区域認証申請書

第 号
年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

市町村長

受動喫煙防止対策推進区域として認証を受けたいので、埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度実施要綱第15条の規定に基づき別紙等必要書類を添付し、下記のとおり申請します。

記

1 区域名：

2 認証開始予定年月日： 年 月 日

3 区域の状況：別紙のとおり

別紙

受動喫煙防止対策推進認証申請区域の状況

区域名 例：○○市△△駅北口区域 (区域を示す地図を添付)			
要件の該当状況 (第14条関係)	(1) 区域内で受動喫煙が生じないよう、下記のいずれかの対策がとられている。 ア 公共的かつ受動喫煙の防止に十分配慮した喫煙所を設置する等、分煙を徹底している。 イ 市町村が制定した路上喫煙防止に関する条例において当該区域を喫煙禁止としている等、喫煙所を設置せず禁煙を徹底している。	区域内の分煙の徹底 又は禁煙の徹底	ア 分煙の徹底 · イ 禁煙の徹底
		公共喫煙所設置の有無 ＊「有」の場合、以下に公共喫煙所の概要を記載	有 · 無
		区域内の設置数	
		各喫煙所の構造 (カブチ型、バーチョン型など)	
		各喫煙所の設置場所等、受動喫煙防止を踏まえた配慮事項	
		喫煙所整備に当たり埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度補助金の交付実績	有 · 無
		申請認証区域における市町村条例に基づく喫煙禁止区域の指定 ＊「有」の場合、指定の名称	有 · 無
		その他、特記事項	
	(2) 住民等に対し、受動喫煙防止対策に関する周知啓発が下記のいずれも広くわかりやすく行われている、又はその計画がある。	ア-1 受動喫煙防止推進区域に係る、区域内の標示の状況（予定の場合、実施予定期も記入）	
		標示整備に当たり埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度補助金の交付実績 ＊「有」の場合、補助事業の概要	有 · 無
		ア-2 市町村ホームページ又は広報紙等を通じた周知状況（予定の場合、実施予定期も記入）	
		イ 受動喫煙防止全般に係る、市町村ホームページ又は広報紙等による普及啓発（予定の場合、実施予定期も記入）	
		その他、特記事項	
	(3) 区域内の関係者に区域認証に関する説明を行い、同意を得ている。 また、説明の際、関係者に受動喫煙防止対策実施施設認証の制度の周知を図っている。	関係者への説明及び関係者の同意	有 · 無
		関係者への受動喫煙防止対策実施施設認証の制度の周知	有 · 無
		その他、特記事項	

担当課所名：

担当名：

担当者名：

電話：

(内線)

E-mail：

※必要に応じて参考資料を添付する。

様式 11（第 17 条関係）

第 号
年 月 日

市町村長様

埼玉県知事 印

受動喫煙防止対策推進区域の認証に関する審査結果について（通知）

年 月 日付けで申請がありました受動喫煙防止対策推進区域の認証について、審査の結果を下記のとおり通知します。

記

区 域 名		
審 査 結 果	認証する	認証しない

注 1 （認証する場合のみ）認証区域を県のホームページで公開します。

2 （認証する場合のみ）認証後、認証要件を満たさなくなった場合は、認証を取り消すことがありますので御留意ください。

認証番号 〇〇第〇〇〇〇〇〇号

埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度

認 証 書

（区域名）

貴区域は、受動喫煙防止対策に積極的に取り組まれておりますので、埼玉県受動喫煙防止対策推進区域として認証します。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県知事 〇〇〇〇 印

埼玉県

様式13(第17条関係)

墺玉堅受動喫煙防止対策推進区域登録台帳

^{注1} 二〇〇〇登録台帳に記載する二種認証区域コード。

様式 14（第 20 条関係）

受動喫煙防止対策推進区域認証変更報告書

年　　月　　日

(宛先)

埼玉県知事

市町村長

年　　月　　日付けで認証のあった下記区域につきまして、下記のとおり変更がありましたので、認証内容の変更を報告します。

記

区域名	
変更前	
変更後	
変更年月日	年　　月　　日

様式 15（第 20 条関係）

受動喫煙防止対策推進区域認証廃止報告書

年　　月　　日

(宛先)

埼玉県知事

市町村長

年　　月　　日付けで認証のあった下記区域につきまして、下記のとおり廃止しましたので、認証内容の廃止を報告します。

記

区域名	
廃止理由	
廃止年月日	年　　月　　日

様式 1 6 (第 2 1 条関係)

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

受動喫煙防止対策実施区域の認証の取消しについて（通知）

年 月 日付けで認証しました下記の区域について、埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度実施要項第 2 1 条に基づき、取り消します。

については、遅滞なく認証書を返還するとともに、認証ステッカーを廃棄してください。

記

区域名	
取消しの理由	